

令和7年6月20日

保 護 者 様

長崎県立諫早高等学校
校 長 植 松 信 行
(公印省略)

『奨学のための給付金』制度について（お知らせ）

平成26年度から、長崎県に居住し、住民税所得割額が非課税の世帯を対象に「奨学のための給付金」制度が導入されております。詳細につきましては、別添のリーフレットを御確認ください。

本給付金の該当となる方につきましては、7月に入りましたら申請書や必要書類についてのより詳細な御案内文書を郵送いたします。

保護者の失職などの家計急変により収入が減少し、非課税相当となった世帯等を対象とする家計急変世帯への支援もありますので、該当する御世帯で給付を希望される場合は、本校事務室まで御連絡ください。

以下のいずれかに該当する場合は、支給対象となりません。

（１）支給対象となる高校生等が以下のいずれかに該当する場合

- ① 高校を卒業したことがある者
- ② 平成26年4月1日前から引き続き高校に在学している者
- ③ 通信制の生徒で、単位の登録を行っていない者
- ④ 7月1日現在で、休学をしている者

※ 休学期間が短く進級が見込まれる場合は、支給可能となることがあります。

（２）児童養護施設等に入所している場合や、里親やファミリーホームで養育を受けている場合において、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合

（３）他の都道府県から、奨学のための給付金の支給を受ける場合

（４）保護者等の全員又は一部が、道府県民税及び市町村民税の賦課期日に日本国内に存在していない等の理由により、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できない場合（ただし、DVや失踪等の理由で課税証明書を提出できない場合を除く）



大切なお知らせ

高校生の 学びを支えます。



奨学のための
給付金

高校生等奨学給付金

教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する
返還不要の給付金です。

対象世帯

- 生活保護世帯
 - 住民税所得割が非課税の世帯
- ※ 家計が急変して非課税相当になった世帯も対象になります。

お申し込み

- お住まいの都道府県または学校への申し込みが必要です。
- ~~新入生は、4～6月に一部早期支給の申請ができます。~~
- ※ 授業料支援の高等学校等就学支援金とは別々に申し込みが必要です。
- ※ 都道府県によって実施状況が異なります。

令和7年度の給付額

世帯状況	給付額(年額)	
	国公立	私立
生活保護受給世帯【全日制等・通信制】	3万2,300円	5万2,600円
非課税世帯【全日制等】	14万3,700円	15万2,000円
非課税世帯【通信制・専攻科】	5万500円	5万2,100円

非課税世帯の
第1子と第2子の
給付額が同額に
なりました。



※ 家計急変の場合は、申込み月によって給付額が変わります。

詳しくは、お住まいの都道府県または学校にお問い合わせください。

文部科学省のwebサイトに都道府県のお問合せ先などを掲載しています。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

